

令和3年10月8日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～令和3年10月7日22時41分頃の千葉県北西部の地震に伴う
大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について～

令和3年10月7日22時41分頃の千葉県北西部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった埼玉県及び東京都の市町村について、大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数基準)を引き下げて運用します。

令和3年10月7日22時41分頃の千葉県北西部の地震により、埼玉県及び東京都で最大震度5強を観測しました。

埼玉県及び東京都の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、当分の間、各地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数基準)について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。詳細は下表の通りです。

対象の県	通常基準に対する 暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町村
埼玉県	8割	川口市、宮代町 ^{※1}
東京都	8割	足立区 ^{※1}

※1の付いている区町は、注意報基準のみ変更

また、大雨警報(土砂災害)のキキクル(危険度分布)についても、今回の暫定基準が反映されたものとなります。

なお、埼玉県川口市については土砂災害警戒情報についても、大雨警報・注意報と同様に、通常基準を引き下げた暫定基準を適用して運用します。

以上